



発行 新潟県

**第 96 号**

令和4年12月16日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1278 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健総務課）
- 1279 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健総務課）
- 1280 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定（福祉保健総務課）
- 1281 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 1282 知事指定薬物の指定（感染症対策・薬務課）
- 1283 保安林の指定予定（治山課）
- 1284 保安林の指定予定（治山課）
- 1285 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
- 1286 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 1287 道路の区域変更（道路管理課）
- 1288 都市計画の変更（都市政策課）

公 告

- 特定調達契約の落札者等（総務事務センター）
- 特定調達契約の契約者等（総務事務センター）
- 特定調達契約の契約者等（総務事務センター）
- 特定調達契約の落札者等について（地域医療政策課）
- 特定調達契約の落札者等について（地域医療政策課）
- 特定調達契約の落札者等について（地域医療政策課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）

公安委員会告示

- 140 指定講習機関の指定（運転免許センター）

告 示

◎新潟県告示第1278号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和4年12月16日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
上越妙高駅前みやざわクリニック	上越市大和5丁目20番16号	令和4年11月1日

ヤマオカ調剤薬局	上越市浦川原区有島66番地	令和4年11月1日
小千谷調剤薬局	小千谷市本町1丁目6番13号	令和4年11月1日
わかば内科クリニック	糸魚川市大字平牛2124番地	令和4年11月1日
星齒科医院	魚沼市四日町19番2	令和4年11月17日
ひとみレディースクリニック	南魚沼市余川3360-2	令和4年11月1日

## ◎新潟県告示第1279号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年12月16日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
北原産科婦人科麻酔科医院	上越市本町1丁目2番12号	令和4年11月30日
上越妙高駅前みやざわクリニック	上越市大和5丁目20番16号	令和4年10月31日
わかば内科クリニック	糸魚川市大字平牛2124番地	令和4年10月31日
新潟県厚生農業協同組合連合会 真野みずほ病院	佐渡市真野73番地	令和4年11月30日
星齒科医院	魚沼市四日町147番地	令和4年11月16日

## ◎新潟県告示第1280号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和4年12月16日

新潟県知事 花角 英世

氏 名	住 所 (開設者の場合は施術所等の名称及び所在地)	指 定 年 月 日
立川 久志	西光寺接骨院 柏崎市大久保1-8-23	令和4年11月11日

## ◎新潟県告示第1281号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和4年12月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 名 称 新潟白根総合病院
- 2 所 在 地 新潟市南区上下諏訪木770番地1
- 3 有効期間 令和4年10月1日から

令和7年9月30日まで

### ◎新潟県告示第1282号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和4年12月16日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-（3-メトキシフェニル）-2-[(プロパン-2-イル)アミノ]シクロヘキサン-1-オン（通称名：MXiPr、Methoxisopropamine）及びその塩類
- (2) N-メチル-1-（5-メチルチオフェン-2-イル）プロパン-2-アミン（通称名：5-MMPA、Mephedrene）及びその塩類
- (3) 2-〔2-（4-エトキシベンジル）-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル〕-N,N-ジエチルエタン-1-アミン（通称名：Etazene、Etodesnitazene）及びその塩類
- (4) N-（1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）-1-ヘキシル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称名：ADB-HEXINACA、ADB-HINACA）及びその塩類
- (5) N-（1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル）-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称名：APP-BINACA、APP-BUTINACA）及びその塩類

#### 2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

#### 3 指定の効力が発生する日

令和4年12月17日

### ◎新潟県告示第1283号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年12月16日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

#### 2 指定の目的

水源のかん養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

南魚沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### ◎新潟県告示第1284号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年12月16日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 保安林予定森林の所在場所

新潟県三条市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

三条市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び三条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1285号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので令和4年12月19日から令和5年1月20日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年12月16日

新潟県十日町地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
十日町市 中里土地改良区	中里土地改良区	維持管理	変更	土地改良事業(変更)計画書の写し	十日町市役所	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1286号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和4年12月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 処分をした年月日 令和4年10月12日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

北村板金

北村 成臣

- 3 主たる営業所の所在地  
糸魚川市中央1-5-4
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第11396号
- 5 処分の内容 板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実  
令和4年9月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和4年9月12日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社村田組  
村田 和貴
  - 3 主たる営業所の所在地  
柏崎市高柳町岡野町4613-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-4)第9043号
  - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年9月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和4年9月12日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社ジョーサン  
福田 健一
  - 3 主たる営業所の所在地  
上越市高土町3-8-20
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-4)第43436号
  - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年9月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和4年9月13日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社カネカ  
中村 博司
  - 3 主たる営業所の所在地  
糸魚川市大字能生7147-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-30)第11370号
  - 5 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年9月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 
- 1 処分をした年月日 令和4年9月14日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社マルイ商店  
五十嵐 昌希
  - 3 主たる営業所の所在地  
新発田市三日市390-5
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第43667号
  - 5 処分の内容 石工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年9月14日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年10月5日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
関工務店  
関 富一
  - 3 主たる営業所の所在地  
魚沼市根小屋1337
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第17569号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年9月15日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年9月21日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社川瀬工業  
川瀬 孝夫
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市南区西白根1074
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第22183号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年9月21日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年9月29日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社新潟電子サービス  
佐藤 ちい
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市中央区鳥屋野南2-2-2
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第42448号
  - 5 処分の内容 電気通信工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年9月29日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 
- 1 処分をした年月日 令和4年10月3日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社豊島土木  
豊島 静夫
  - 3 主たる営業所の所在地  
阿賀野市大室2139-69
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第21808号
  - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年10月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年10月3日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社新弘工業  
菊池 光浩
  - 3 主たる営業所の所在地  
佐渡市原黒730
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第30024号
  - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年10月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年10月4日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
前田建設  
前田 俊一
  - 3 主たる営業所の所在地  
佐渡市北田野浦1500-4
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第41199号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年10月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年10月4日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社北陸クレーン  
竹石 淳
  - 3 主たる営業所の所在地  
上越市大字上千原4100-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第45770号
  - 5 処分の内容 土木工事、業建築工事業、大工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工
-

事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業、解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和4年10月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

1 処分をした年月日 令和4年10月5日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社GREENHOME

上野 譲

3 主たる営業所の所在地

柏崎市大字下田尻601-21

4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第44554号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和4年10月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

1 処分をした年月日 令和4年10月11日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社三栄工務店

石丸 賢一

3 主たる営業所の所在地

三条市西四日町1-15-18

4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第16334号

5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、防水工事業、解体工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和4年10月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

1 処分をした年月日 令和4年10月12日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社松橋建設

覺道 進

3 主たる営業所の所在地

妙高市大字田切402

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-2)第10991号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、防水工事業、内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和4年10月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

1 処分をした年月日 令和4年10月13日

2 被処分者の商号、代表者の氏名



加藤企画

加藤 政弘

3 主たる営業所の所在地

阿賀野市山本新216

4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第41830号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和4年10月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和4年10月14日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

川田電機株式会社

石黒 毅

3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区稲荷町3444-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第2880号

5 処分の内容 電気工事業、電気通信工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和4年10月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和4年11月9日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社建友

郷 健二

3 主たる営業所の所在地

長岡市新組町2132-39

4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第28164号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和4年10月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和4年10月18日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

水澤電機株式会社

水澤 元博

3 主たる営業所の所在地

長岡市新産2-3-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-30)第44446号

5 処分の内容 土木工事業、管工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和4年10月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

- 
- 1 処分をした年月日 令和4年10月19日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社冷凍空調きたむら  
北村 洋一
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市町田町712
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第43196号
  - 5 処分の内容 管工事業、熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年10月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年10月20日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
テックマツモト  
松本 幸直
  - 3 主たる営業所の所在地  
上越市五智2-10-11
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第43756号
  - 5 処分の内容 舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年10月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年10月24日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
長谷川建築  
長谷川 博昭
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市中央区笹口3-6-24
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第45178号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年10月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年10月24日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社河村組  
河村 八郎
  - 3 主たる営業所の所在地  
燕市吉田矢作6700
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-31)第5142号
  - 5 処分の内容 管工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年10月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 
- 1 処分をした年月日 令和4年10月26日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
大平総業  
大平 健一
  - 3 主たる営業所の所在地  
小千谷市日吉2-967-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第44320号
  - 5 処分の内容 とび・土工工事業、石工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年10月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年10月26日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社水落工業  
水落 正人
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市要町1-10-32
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第45296号
  - 5 処分の内容 舗装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年10月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年10月28日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
押見工業  
押見 直樹
  - 3 主たる営業所の所在地  
柏崎市松波4-4-30
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第45508号
  - 5 処分の内容 とび・土工工事業、機械器具設置工事業、解体工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年10月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年11月16日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
ハナホウ  
五十嵐 正樹
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市東区桃山町1-109-7
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第42898号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実
-

令和4年10月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和4年10月31日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
鈴木土建株式会社  
鈴木 耀太
- 3 主たる営業所の所在地  
岩船郡関川村下関437-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-1)第121号
- 5 処分の内容 さく井工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実  
令和4年10月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

◎新潟県告示第1287号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年12月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟新発田村上線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
胎内市苔実字築地原25番から	新	7.0~8.7メートル	180.0メートル
同市苔実字築地原1693番2まで	旧	6.2~7.6メートル	180.0メートル

◎新潟県告示第1288号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和4年12月16日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 花 角 英 世

都市計画の種類及び名称

- 1 種類 阿賀野都市計画道路
- 2 名称 3・6・2号 天朝大路線  
3・5・4号 水原停車場線  
3・5・5号 岡山百津線  
3・6・9号 山口外城線

公 告

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年12月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量  
新潟県総務事務システム用サーバ機器等一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県総務部総務事務センター  
新潟県新潟市中央区新光町7番地2
- 3 落札決定日  
令和4年10月11日（火）
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社 J E C C  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札価格  
233,409,000円
- 6 契約方式  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和4年8月26日（金）

---

#### 特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年12月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量  
新潟県総務事務システムサーバリプレイス設計業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県総務部総務事務センター  
新潟県新潟市中央区新光町7番地2
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和4年10月27日（木）
- 4 契約者の氏名及び住所  
富士電機 I T ソリューション株式会社  
東京都千代田区外神田六丁目15番12号
- 5 契約金額  
35,856,425円
- 6 契約方式  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

---

#### 特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年12月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量  
総務事務システムのシステム改修に関する開発業務（マルチブラウザ化設計開発業務） 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県総務部総務事務センター  
新潟県新潟市中央区新光町7番地2
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和4年10月27日(木)
- 4 契約者の氏名及び住所  
富士電機ITソリューション株式会社  
東京都千代田区外神田六丁目15番12号
- 5 契約金額  
56,425,985円
- 6 契約方式  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

---

#### 特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年12月16日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花角英世

- 1 調達件名及び数量  
一般撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県福祉保健部地域医療政策課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法  
購入等
- 4 契約方式  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
令和4年12月1日
- 6 落札者の氏名及び住所  
丸文通商株式会社  
新潟県新潟市西区小針南台8番13号
- 7 落札価格  
107,690,000円
- 8 入札公告日  
令和4年10月21日
- 9 落札方法  
最低価格

---

#### 特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年12月16日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花角英世

- 1 調達件名及び数量  
医療用リニアック 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県福祉保健部地域医療政策課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法  
購入等
- 4 契約方式  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
令和4年11月17日
- 6 落札者の氏名及び住所  
クロスウィルメディカル株式会社  
新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808番地22
- 7 落札価格  
555,390,000円
- 8 入札公告日  
令和4年10月21日
- 9 落札方法  
最低価格

---

#### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年12月16日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量  
磁気共鳴診断装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県福祉保健部地域医療政策課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法  
購入等
- 4 契約方式  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
令和4年12月1日
- 6 落札者の氏名及び住所  
丸文通商株式会社  
新潟県新潟市西区小針南台8番13号
- 7 落札価格  
412,500,000円
- 8 入札公告日  
令和4年10月21日
- 9 落札方法  
最低価格

---

#### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和4年12月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 クスリのアオキ吉田店  
所在地 燕市吉田字流間3521番地 1 外  
設置者 株式会社クスリのアオキ
- 2 届出の概要及び公告日  
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗の名称）に関する届出  
公告日 令和4年7月8日
- 3 意見の概要  
(1) 燕市からの意見の概要  
意見なし  
(2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間  
令和4年12月16日から令和5年1月16日まで

---

#### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和4年12月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 クスリのアオキ長岡西千手店  
所在地 長岡市西千手1丁目1716番1 外  
設置者 株式会社クスリのアオキ
- 2 届出の概要及び公告日  
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗の名称）に関する届出  
公告日 令和4年7月8日
- 3 意見の概要  
(1) 長岡市からの意見の概要  
意見なし  
(2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間  
令和4年12月16日から令和5年1月16日まで

---

#### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和4年12月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 長岡駅東トーアショッピングセンター  
所在地 長岡市今朝白二丁目5番15号  
設置者 株式会社東亜
- 2 届出の概要及び公告日  
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出



公告日 令和4年7月8日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和4年12月16日から令和5年1月16日まで

## 公安委員会告示

### ◎新潟県公安委員会告示第140号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により、指定講習機関として次のとおり指定した。

令和4年12月16日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社巻中央自動車学校

新潟市西蒲区河井706番地

佐藤 朋弥

2 業務を行う事務所の名称及び所在地

巻中央自動車学校

新潟市西蒲区河井706番地

3 特定講習の種別

若年運転者講習

4 指定年月日

令和4年12月2日